

議案第 14 号

みよし市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 3 日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、みよし市災害弔慰金等支給審査会を設置するため必要があるからである。

みよし市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

みよし市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年三好町条例第17号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付（第12条—第15条）

第5章 みよし市災害弔慰金等支給審査会（第16条—第20条）

第6章 雑則（第21条）

附則

第16条を第21条とし、第15条の次に次の1章及び章名を加える。

第5章 みよし市災害弔慰金等支給審査会

（災害弔慰金等支給審査会の設置）

第16条 市は、法第18条の規定に基づき、みよし市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（委員）

第17条 審査会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第18条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第19条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会に係る事項の委任)

第20条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に必要な事項は、市長が別に定める。

第6章 雑則

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正)

- 2 みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例（昭和31年三好村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表地域福祉計画審議会委員の項の次に次の1項を加える。

災害弔慰金等支給審査会委員	日額 7,000円 ただし、医師は日額19,700円、弁護士は 日額20,000円
---------------	---

みよし市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条・第2条）</u> <u>第2章 災害弔慰金（第3条―第8条）</u> <u>第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）</u> <u>第4章 災害援護資金の貸付（第12条―第15条）</u> <u>第5章 みよし市災害弔慰金等支給審査会（第16条―第20条）</u> <u>第6章 雑則（第21条）</u> <u>附則</u> <u>第5章 みよし市災害弔慰金等支給審査会</u> <u>（災害弔慰金等支給審査会の設置）</u> <u>第16条 市は、法第18条の規定に基づき、みよし市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u> <u>（委員）</u> <u>第17条 審査会は、委員7人以内で組織する。</u> <u>2 委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。</u> <u>3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>（会長）</u> <u>第18条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u> <u>2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。</u> <u>3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。</u> <u>（会議）</u> <u>第19条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。</u> <u>2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。</u> <u>3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u> <u>（審査会に係る事項の委任）</u> <u>第20条 この章に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に必要な事項は、市長が別に定める。</u> <u>第6章 雑則</u> <u>（規則への委任）</u> <u>第21条 略</u>	（規則への委任） <u>第16条 略</u>

みよし市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部改正新旧対照表（附則第2項関係）

改正案	現行
-----	----

(報酬)			
第1条 特別職の職員で非常勤のもの（以下「非常勤の職員」という。）の報酬は、別表のとおりとする。			
2 略			
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から地域福祉計画審議会委員の項まで 略		同左	
<u>災害弔慰金等支給審査会委員</u>	<u>日額 7,000円</u> <u>ただし、医師は日額19,700円、弁護士は日額20,000円</u>		
予防接種健康被害調査会委員の項以下 略		同左	
備考 略		備考 略	